

## 専門家委員会運営規則（案）

## （趣旨）

第 1 条 専門家委員会の運営に関し必要な事項は、税制調査会専門家委員会設置要綱（平成 22 年 1 月 28 日税制調査会決定）（以下「設置要項」という。）及びこれに基づいて定められた事項のほか、この規則の定めるところによる。

## （会議）

第 2 条 専門家委員会の会議（以下「会議」という。）の日時及び場所は、委員長が定める。

第 3 条 専門家委員会は、委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

第 4 条 委員長は、会議の議長となり、議事を総理する。委員長は、必要と認める場合には、委員長代理に議事を整理させることができる。

2 委員長に事故があるときは、委員長代理が、その職務を代理する。

第 5 条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

第 6 条 会議は議事録を速やかに公開することを原則とする。

2 委員長は、特段の理由により議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

第 7 条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

## （小委員会）

第 8 条 委員長は、小委員会の運営について、必要と認める場合には、設置要項第 4 項の規定の趣旨を踏まえつつ、座長に対して指示を行うことができる。

第 9 条 各小委員会に属する専門家委員会の委員の人数は、各小委員会の人数の 3 分の 1 を超えなければならないものとする。

第 10 条 第 2 条、第 3 条、第 4 条第 1 項、第 5 条及び第 7 条の規定は、小委員

会の議事について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは、「座長」と読み替えるものとする。

第11条 座長は、改革課題についての論点整理に関し、専門家委員会の委員長の求めがあった場合、会議において報告を行わなければならない。